

■会議結果報告書■

会 議 名 称	第3回札幌市子どもの権利委員会
日 時 ・ 会 場	平成26年5月15日（木）16：30～18：30 市役所本庁舎18階第2常任委員会会議室
出 席 委 員	12人出席
次 回 開 催	6月下旬で調整

議題	概要等
1. 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成25年度取組状況の報告について	○事務局説明（資料3） ○質疑応答・意見交換 ・アシストセンターのメール相談について、どのような相談が多く、どのように回答しているのか具体例を紹介してほしい。 －（代表救済委員）非常に多岐にわたるが、一番神経を使うのが「死にたい」という場合。どう対応するか研究して回答しているが、状況を確認し、適切に対応するよう考えている。メールの内容では、友人に嫌われた、両親のけんか、いじめ、不登校など、すべての問題にわたる。 ・絵本について、来週5/19に開放図書館の総会があるので、そこで広報してはいいか。 － 後ほど相談させていただきたい。 ・救済の申立てについて、私立高校が多いが、具体的にどの程度調整に入ることができるのか。他にも市外の学校などはどうなのか。 －（代表救済委員）学校側の事情もあり、聞けるものと聞けないものがあるが、特に私立なので調整を一切受け付けないということではなく、真摯に対応していただいている状況。市外については現時点ではないが、子どものためにできるだけやれることはやろうと考えている。 ・自分自身、地元で学校評議員をしているが、会議で子どもの権利が出てきたことはなく、学校便りでもない。現在、学校関係で理解促進について保護者向けにどのようなことをしているのか。 － 現在も行っていることはあるが、十分ではなく、調査結果を踏まえ、もう少し進めていく必要があると認識している。 ・子どもの権利の公開授業を見て、人の命に関わる非常によい授業であったが、札幌市は子どもの権利を守っているという言葉がなかったのが残念。授業がよくても、子どもの権利という言葉がないと子どもの中に入っていないのではないか。 ・条例について学校にもいろいろ配布され、平成21年度から繰り返していく中で家庭に伝わっている部分もあると思うが、学校の中や授業でももっと取り上げていかなければならないと感じるので、教育委員会とも相談したい。子どもの市政への参加ということで、学校にも子どもの意見を聞くための資料が送られるが、表現などすこし難しいように思うので、今後は表現や内容等工夫していただくとよいのではないか。 ・報告書では、小学校以上に対するもののようで、子どもというとお腹の中にいるときからだと思うが、そのあたりは載ってこないのか。 － 報告書の12ページには、(3) 出前講座等とあり、ここでは子育てサロンの利用者などで行っている。 ・アシストセンターの調整活動のうち、児童相談所に対する調査とは具体的にどのようなケースか。 －（代表救済委員）児童虐待があった場合、児童相談所へ通報しなけ

	ればならないが、相談の中でいろいろ確認して、通報しなければならない内容についてしたものが4件あったということ。 ・メールの相談件数が減少したのは、【無料通話・メールアプリ】の存在が大きいのではないかと。今はメールアプリを使わない人もいる。【無料通話・メールアプリ】の公式アカウントもあるので、考えてみてはどうかと思う。また、新川高校の取組が掲載されているが、高校生自らが企画し、実行するのは難しいので、市と連携することが大事。 ・具体的なケースで例えば、17歳くらいで高校に在学しておらず、時間も夕方から夜にかけて緊急の保護を求める電話があった場合、どう対応されるか？ －（代表救済委員）17歳なので、子どもの相談としては可能だが、アシストセンターで施設を持っているわけではないので、緊急性がある場合は警察、児童相談所、弁護士会のシェルター等、一番適切と思われるところに連絡をすることになると思う。 －（委員）他機関の電話番号の紹介だけでなく、直接保護を求めてきたら、例えばアシストセンターに来てほしいという話までするか？ －（代表救済委員）人的な問題など、することができる範囲の限界があり、緊急的な対応は考えなければいけない。できるだけことはやろうと思う。 －（委員）不足の事態を想定した緊急対応マニュアルは作成しておいた方がよいと思われる。 －（事務局）他機関の状況なども見たいと思う。
2. 子どもの権利に関する推進計画について	○事務局説明（資料4、資料5） ○質疑応答・意見交換 ・広報、普及について、外部にできる団体があるのであれば、利用するのも一つの手だと思う。CAPなどもあるので、検討していただきたい。 ・次期推進計画で現行の基本目標2と3を統合した理由は何か。 － 実態調査の結果を踏まえ課題を3点整理した。子どもの権利が守られていないものでは、いじめや虐待などが侵害されているという認識が多いという課題が浮き彫りになった。第2期の子どもの権利委員会からは、子どもを受け止め育む環境について総合的な答申もいただいたことから、それらを統合して基本目標3として事務局案を提示した。 －（委員）いじめの問題や権利が守られていないという回答については、しっかりと救済する仕組みが確立されることが非常に重要。そうした意味から、現行案では基本目標3の救済の部分が吸収されている印象を受けたので、特出しした方がよい。 ・権利侵害を起こさない環境づくりは、学校を含めて教育現場での普及啓発や指導教育が重要であるが、それも資料ではボリュームダウンしているように思う。 ・0歳児から小さい子どものことが気になる。啓発では家庭が大事なので、そのことがどこに吸収されてしまったのか。 － 基本目標1基本施策1の出前講座に保護者や子育て世代を意識したいと考えている。 －（委員）資料からは出前講座だけをするのかという印象。言葉は大事だと思うので、ぜひ前面に掲載してほしい。 ・次期計画の策定に当たって、多少いじらなければいけないのかもしれないが、現行計画でもよいのではないかと。 ・基本目標3基本施策2の「子どもが安心して過ごせる学校・施設づくり」とはどのようなことを考えているのかイメージができない。子どもの放課後の居場所ということでミニ児童会館などを増やすということなのか、それとも学校の中身のことが分らない。いじめ対策、不登

	校への対応や人権教育の推進など学校教育でやらなければいけないことと、施設づくりやフリースクールへの事業補助と質が異なり二つが並ぶと理解が難しい。また、地域づくりに関して健全育成という名前のものが多くあり、招集される名目が違う。当然、違うことに意味や歴史もあると思うが、少し整理されるとよい。 - 基本目標3について、基本施策2が子どもの権利が侵害されないようなまちづくりということで、いじめ、不登校、人権教育が前に出ながら、環境づくりをつくっていかうということで、基本施策1が万が一、権利侵害が起きた場合、救済していかうということで表裏一体となっており、関連性があり一体となっているように捉えることができる。 （委員）市民が新たに見た時に、そこまでの意図を読んで、どのような印象を受けるか考える必要がある。そうした時に、子どもの権利がトーンダウンしている印象を受ける。 「学校施設づくり」について、学校の中での子どもの居場所を作るということだと思うので、環境というニュアンスを表現として加えてはどうか。 「学校施設づくり」について、大人がそうした雰囲気をつくるのは大事だが、それ以上に中高生は同世代の目も気になるので、子どもがお互いに安心できるような空気をつくり合えることも大事。大人だけでなんとかするのはではなく、子どもにも指導して、お互いが気持ちよく過ごせるようになるという。 - 学校には先生だけではなく、生徒もいるので、先生から生徒だけではなく、生徒から生徒といったピアサポートも大事。ただ、生徒から生徒というのは現段階では限界があるので、生徒会から積極的に働きかけるといったのもいいのではないかな。 - 次期計画で基本目標の2と3を一緒にすること自体に無理がある。すべては関連しているが、重要だと思う部分は、独立させる必要がある。 - 子育ては、よく言われるように地域、家庭、学校の3つが成り立ってできるということで、地域を前面に出していかないと、子どもの権利条例を知っている、内容を知っているという割合は上がらない。 - 教職員研修の充実や学校づくりなど、学校に対する負担が大きい。全体的に子どもの権利が普及されていないので、子育てをしている20代、30代に対しては出前講座の充実だけでは効果がないのではないかな。また、地域に関して資料にある部分だけであれば、すべてを学校現場に押しつけているのではないかな。 - 地域では子どもの見守りが大きなひとつなので、文言として入れていただきたい。 - 次期計画の基本的な流れとして、最初に普及があり、次に侵害されたときの救済体制の充実がきた後に子どもの参加の環境づくりがよいのではないかな。 - 学校は子どもにとって大事な場所であるが、地域の中で小学校の保護者はほんの一部であり、学校教育のことを地域の方にわかっていただくことについていろいろと取り組んでいるが、子育てが終わった世代や20代の若い世代に対しては学校としては難しい。出前講座もひとつの方法だが、もう少しみんなでアイディアを出す必要がある。 - 高校に入ってから子どもの権利のパンフレットを見たことはない。高校生に配ることで親と一緒に考える機会も増えると思う。子どもと親の関わり方からはじめていくべき。 - 若い世代が出前講座を頼むとは思えない。ツイッターなどSNSの存在は大きい。高校生向けには例えば、通知表の郵送のときに1枚リーフレットを入れるということもあるのではないかな。 - 条例の認知度の年代別では、30歳代の半分以上が条例を知らないと答えている。子どものための条例であるのに、それを知らない親がいることはもったいない。子どものために親も一緒に考えていくことが大事。
--	---

	・中高生の居場所づくりや育児不安を抱える保護者への支援は次期計画のどこに入るのか。 － 基本目標3基本施策2と基本目標1基本施策1となる予定。また、育児不安等は全体計画に掲載されるので、再掲等で工夫したい。 ・現行計画の基本目標4基本施策1の子どもの参加による広報というのは、子どもがアイディアを出して、このような広報をするということか。それは次期計画ではどこになるのか。 － 子どもが企画から参加するというもので、基本目標1基本施策1などに入る。 － （委員）現在の内容だとその部分が薄まっているように思う。 ・子ども議会は広報さっぽろや新聞でも見かけてインパクトが強い。 ・次期の子ども未来プランや子ども子育て支援事業計画にある程度吸収される部分もあると思うし、その中で推進計画をどう位置付けるかということで、現在の案となっていると思う。これらは連動しなければならなし、統合的な部分も非常に重要だとは思いますが、そのことで子どもの権利に関して目減りしたり、トーンダウンしたイメージを受け止められる記載ではまずい。目標の数が重要なのではなく、何が記載され、どこにインパクトを置くのかをもう少し検討していただきたい。
5. その他	○事務局からの連絡事項 ・次回6月下旬で調整したいので、別途連絡させていただく。 以上